



「EPA」=「経済連携協定」

特定の国や地域同士での貿易を促進するために、輸出入にかかる関税の 撤廃・削減などを約束したものがEPAです。一定の条件のもとでEPAを使 うことにより、輸出入の際に、通常よりも低い関税率(EPA特恵税率)を適 用できます。



(注)上記の関税率は仮定であり、実際は協定により異なります。

税関HP「原産地規則ポータル」をご活用ください



- 原産地規則についての情報提供の ため、税関ホームページ上に「原産 地規則ポータル」を設け、各種の原 産地規則に関する資料をまとめて掲 載しております。
- 自己申告制度を利用する場合の、証明書類の様式見本など、輸出入手続きに役立つ資料を掲載しておりますので、ぜひご活用ください!

https://www.customs.go.jp/roo/index.htm

原産地規則を説明する講師を派遣します

大阪税関では、EPAを輸出入において適正に利用していただくため、輸出入に 携わる企業、各種業界団体の皆様が開催する説明会や研修会に、職員を講師と して派遣しております。ご希望がございましたら、まずはお気軽にご相談下さい。

※個社単位ではお断りしていますが、関連会社等と合同で開催の場合は受け付けております。

> 説明内容

原産地規則の概要、ケーススタディ 等

> 講師

大阪税関 業務部 首席原産地調査官部門職員

▶ 費 用

無料。講演料、交通費等の負担は一切不要です。

- ※ただし、会場やスライド等の機材、資料印刷は主催者側でご準備 下さい。
- ▶ 場 所

貴団体の所在地、Webを用いたオンライン説明 等

大阪税関ではEPAを効果的にご活用していただくための支援として、情報提供や相談対応等に取り組んでいます。

ご不明点やご相談がございましたら、お気軽にお問い合せください。

(お問い合せ先)

大阪税関 業務部 首席原産地調査官

TEL:06-6576-3196

E-mail:osaka-gensanchi@customs.go.jp

守る 引き継ぐ 私たちの暮らし

引用:税関ホームページ

EPAを使うと…



ト EPAのメリットを 大いに活用しましょう!